

公募型プロポーザル方式による企画提案実施公告

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案を募集する。

令和 7 年 7 月 7 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- （１）業 務 名 令和 7 年度離島の担い手確保モデル事業業務
- （２）業 務 内 容 令和 7 年度離島の担い手確保モデル事業業務別添仕様書
（以下「仕様書」という。）のとおりに
- （３）契 約 期 間 契約締結の日から令和 8 年 1 月 3 0 日まで
- （４）委託限度額 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格に関する事項

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （２）事務所所在地が岡山県内であること。
- （３）法人格を有していること。
- （４）本件調達公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、岡山県の指名除外を受けていない者であること。
- （５）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （６）銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- （７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- （８）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- （９）岡山県税を滞納していないこと。
- （１０）法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （１１）同種又は類似業務の実績があり、離島地域に関する知識やネットワークを有しており、業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

- (12) 委託業務終了までの間、モデル構築の実施対象となる地域（以下「対象地域」という。）、当該対象地域が所在する市町村、岡山県県民生活部中山間・地域振興課等の関係機関との連絡調整が随時行えると判断できること。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県県民生活部中山間・地域振興課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話：(086) 226-7267 (直通)

FAX：(086) 224-6195

E-mail：chusankan@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

また、企画提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 応募書類の入手方法

ア 配付期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月16日（水）までの午前9時から午後5時まで（令和7年7月16日（水）にあつては、午前9時から午後3時まで）とする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県中山間・地域振興課のホームページからダウンロードして入手することができる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>）

ウ 配布書類

- ・仕様書
- ・様式第1～4号
- ・提案説明書作成要領

(2) 参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月16日（水）までの午前9時から午後5時まで（令和7年7月16日（水）にあつては、午前9時から午後3時まで）とする。ただし、県の休日を除く。

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。郵便事故が起きた場合、県では責任は負わない。

エ 提出書類

- ① 参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 会社概要（任意様式。既存のパンフレット等でも可。）【5部】
- ③ 本業務と同種又は類似の業務の受託実績及びその内容がわかる資料（任意様式）
【原本1部＋写し4部】
- ④ 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- ⑤ 登記事項証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- ⑥ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書。コピー可）
- ⑦ 岡山県税に滞納がないことの証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- ⑧ 法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（納税証明書「その3の3」。コピー可）
- ⑨（岡山県暴力団排除条例に係る）誓約書（様式第2号）

※ただし、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、上記④～⑨の書類の提出は必要ないものとする。

（3）参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

参加資格確認申請書を提出した者について、2の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和7年7月22日（火）までに、上記3あてに、電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

（4）質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問・回答書（様式第3号）」を提出すること。

ア 提出期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月16日（水）午後3時まで

イ 提出先

上記3と同様

ウ 提出方法

上記3のメールアドレスあて、電子メールにより送信すること。ただし、到着したことを電話で担当者に確認すること。

エ 回答方法

質問書に対する回答は、随時、上記5（1）イの岡山県県民生活部中山間・地域振興課ホームページに掲載する。ただし、本企画提案に直接関係のないもの、

その他回答すること若しくは前記の回答方法が不適當と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

オ その他

企画提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

6 企画提案書等の提出

企画提案に参加する者は、提案書（様式第4号）を次のとおり提出しなければならない。

（1）提出期限

令和7年8月4日（月） 午後3時まで（必着）

※上記日時までに提出書類の提出が無かった場合は、参加を辞退したものとみなす。

（2）提出場所

上記3の場所に同じ

（3）提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）

ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。郵便事故が起きた場合、県では責任は負わない。

（4）提出部数

提案書（様式第4号）とともに①②を順に重ねダブルクリップで綴り、原本のあるものが一番上となるよう提出すること。（以下、提出書類一式を企画提案書という。）

提出書類	留意事項
①見積書	【原本1部＋写し4部】 任意様式とするが、規格はA4版とする。 その他の詳細は、別添「企画提案説明書等作成要領」を参照すること。
②企画提案説明書	【5部】 任意様式。 詳細は、別添「企画提案説明書等作成要領」を参照すること。

7 審査基準及び審査手続

（1）企画提案書が提出された場合は、岡山県県民生活部内に設置する選定委員会において審査する。

（2）審査は、提出書類及び企画提案者のプレゼンテーションの内容により行う。なお、プレゼンテーションは、令和7年8月6日（水）を予定している。

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

ただし、審査方法については、プレゼンテーションによらず書類審査に切り替える場合がある。書類審査に切り替える場合は、別途連絡する。

- (3) 審査会場は県庁（岡山市北区内山下二丁目4番6号）又は県分庁舎（岡山市中区古京町1丁目7-36）を予定しているが、会場及び時間は改めて通知する。なお、オンラインでの参加も可能とする。
- (4) 別途県が定める審査要領により、各提案内容について相対的に評価し、委託先を決定する。
- (5) プレゼンテーション会場には、プロジェクター等の機材の準備は行わないこととする。機材を持ち込むことはできるが、機材等の準備時間は、プレゼンテーションの持ち時間を含むものとする。
- (6) 審査結果については、令和7年8月7日（木）以降速やかに、各提案者に通知する。なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。

8 契約

契約形態は、委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。

9 その他

- (1) 契約を締結する際に、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう求めることがある。
- (2) 提案者において、不適切な方法で企画提案書の評価に影響を与えようとする事その他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、当該提案者は失格とする。
- (3) 企画提案参加、企画提案書等の作成・提出及び企画提案書の説明に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本プロポーザルにおける審査以外の目的に使用することはない。
- (5) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (7) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなす。